

平成28年第12回(10月)袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 平成28年10月26日(水) 午後3時10分 開会
午後4時00分 閉会

- 2 開催場所 袖ヶ浦市郷土博物館 1階研修室

- 3 出席者

教育長	川島 悟	教育長職務代理者	山口 修
委員	多田 正行	委員	福島 友子
委員	中村 伸子		

(欠席委員) なし

- 4 出席職員

教育部長	井口 崇	教育部次長 (兼教育総務課長)	森田 泰弘
教育部参事 (兼学校教育課長)	今宮 公雄	教育部参事 (兼生涯学習課長)	原田 光雄
体育振興課長	林 健司	教育総務課副参事	溝口 輝
生涯学習課副参事	渡邊 弘	教育総務課班長	葛田 陽子
教育総務課副主査	山田 倫志		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 協議事項

(1) 袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について

日程第5 その他

- (1) 「平成28年度末及び平成29年度公立学校職員人事異動方針」及び「平成28年度末及び平成29年度公立小中学校職員人事異動実施細目」について

その他

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

教育長 第11回袖ヶ浦市教育委員会の会議録の承認について、賛成の挙手を求める。

教育長 全員一致で承認された。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

教育長 福島教育委員を指名した。

日程第3 教育長・教育部長報告

教育長 市立幼稚園運動会（9月24日）、第4回社会教育委員会議（9月30日）、支部中学校駅伝・ロードレース大会（9月30日）、第3回市民三学大学講座（10月1日）、第2回市立小中学校教頭会議（10月4日）、学校音楽鑑賞教室（平岡小学校・蔵波小学校10月4日、中川小学校・長浦小学校10月6日）、第1回教育支援委員会（10月6日）、きみつ母と女性教職員の会大会（10月8日）、第38回袖ヶ浦市少年野球新人大会（教育長旗争奪）開会式（10月8日）、東京ガス株式会社ガステーブル贈呈式（10月13日）、袖ヶ浦市母と女性教職員の会 市長要望の会（10月14日）、昭和小学校教育長訪問（10月17日）、蔵波中学校教育長訪問（10月18日）に出席した。

教育部長 第2回袖ヶ浦市通学路安全対策協議会（現地踏査）（10月13日）に出席した。

教育長 ただいまの報告について、意見や感想を求める。

多田委員 昭和小学校の教育長訪問に同行したが、子ども達は落ち着いている印象を受けた。校長先生から、朝食を食べて来ない児童が複数おり、理由は親に作ってもらえないという話を伺った。今の時代に朝食を食べることができない子がいるというのは大きな問題であり、将来を担う子ども達を育てていく上で市で取り組むべき重要な課題だと感じる。以前、あ

るテレビ番組で、そのような子ども達のための「子供食堂」というものを紹介していた。それらに関する情報を教育委員会で集めていただきたい。

福島委員 約3年ぶりに蔵波中学校の教育長訪問に同行した。特に問題はなく、子ども達は非常に落ち着いており、以前と比べて大人しくなったという感じを受けた。

また、生徒自らの意思により委員会活動やクラブ活動などの学校行事に参加させたいという先生方の思いが表れており、それに対して、生徒も応えているようであった。生徒にとって今は大変だろうが、将来、社会に出た時にこれらの経験が活かされていくと思う。

日程第4 協議事項

(1) 袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について
教育長 事務局に説明を求める。

教育部参事（生涯学習課長）

袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の改正に伴い、袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則を改正したく協議するものである。

本規則の改正は、平成28年第4回（11月招集）議会臨時会に提案される「袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について」が議決された後に、直近の教育委員会議に付議すべきところであるが、教育委員会議の開催日程からして、改正条例の施行に対し規則の改正が間に合わなくなることから、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の規定により、本日の協議内容をもって教育長をして臨時代理し、11月の教育委員会定例会で報告することとしたい。

袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の改正内容は、平成25年に第3次地方分権一括法が成立し、青少年問題協議会設置の根拠となっている地方青少年問題協議会法の一部改正により、地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定が廃止され、会長及び委員の要件については各自治体の判断に委ねられることとなった。

また、審議会等への市議会議員の参画については、平成18年に市議会議長長の通知により、法令等により規定がある場合を除き、市議会議員は参画しないことされたが、青少年問題協議会については根拠法に規定されていたことから、議員1人を委嘱することを規定していたものである。

よって、地方青少年問題協議会法の改正と今般の市議会議員の改選を受け、定数を18人以内から17人以内に、市議会議員1人の委嘱を廃

止するものである。

なお、条例が11月15日に議決された日に公布、施行されるので、規則の施行日も公布の日の11月15日となる。

教育長 委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

平成25年6月14日に第3次地方分権一括法が成立していたたものを今の時点で改正することとした理由は何か。

教育部参事（生涯学習課長）

平成25年6月14日に地方分権一括法が成立した以降の市議会議員選挙が平成28年10月16日にあったため、議員の任期が終了することに併せたものである。

山口教育長職務代理者

平成25年に地方青少年問題協議会法の一部改正を行った際に、会長を市長に充てないこととしたと思うが、その時に委員の要件に関する条例を改正しなかったのですか。

教育部次長（教育総務課長）

平成25年に法が改正されたが、市議会議員として袖ヶ浦市青少年問題協議会委員の職に就いているのであるから、身分を失うことなく委員を継続していただいたものである。

山口教育長職務代理者

青少年問題協議会委員のうち、市議会議員1人を委嘱するとなっていたが、他市の状況はどうですか。

教育部参事（生涯学習課長）

近隣市も本市の現在の状況と同様に、旧法の組織によって構成されている。よって、市議会議員がこの協議会に参画している。

山口教育長職務代理者

平成18年9月27日付け市議会議長からの通知のあった、市議会議員は参画しないことされ、所要の改正等を行ったとの説明があったが、他市でもこのようなことを行われているのですか。

教育部次長（教育総務課長）

他市の状況は調べていないが、本市のように役職において広く市議会議員が参画しないとしている市は少ないと思われる。

教育部参事（生涯学習課長）

平成18年12月号の「そでがうら議会だより」の記事に、「議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反し適当でないことから、平成18年11月の市議会の常任委員会委員等の改選を期に、法で定められたもの又は参画が適当とされるもの以外はすべて参画しないことに決定した」とある。

山口教育長職務代理者

それは理論として当然なことであるが、あえて袖ヶ浦市がやっているということは、議会改革の中で議論されているのか。

教育部次長（教育総務課長）

平成18年から取り組んでいるので10年が経過している。当初は、審議会等に参画している情報は議会に周知されなければならないものであったが、審議会等に出席している議員から議場での報告の機会がない、または報告されていない状況があった。つまり、審議会等で議論されていたものをまた議会として判断することは二重ではないかという議論があって、このような申し入れがあったと記憶している。

山口教育長職務代理者

他市の状況について、調べておいてください。

教育長

執行部が行っている審議会等では、政策的な論議も多いため、その中に議員が参画していると難しいケースもあると思われる。

（他に質疑なし）

日程第5 その他

- (1) 「平成28年度末及び平成29年度公立学校職員人事異動方針」及び「平成28年度末及び平成29年度公立小中学校職員人事異動実施細目」について

教育長

事務局に説明を求める。

教育部参事（学校教育課長）

平成28年度末及び平成29年度における公立学校職員の人事異動方針について、千葉県教育委員会教育長より、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本県教育の一層の振興に資する人事異動方針を行うことが通知されたので、報告するものである。

人事異動方針の内容の変更点は、学校教育法の改正により平成28年度から新設された「義務教育学校」が、実施要綱の適正配置の中に加わった。公立小中学校職員人事異動実施細目については、表題に同じく「義務教育学校」が新たに加わった。内容として、適正配置については同一校に7年以上勤務する者は積極的に配置換えを、同一市町村に10年以上勤務する者は強力に配置換えを行うものとしている。広域人事については、南房総事務所管内以外の広域人事も積極的に行うものとしている。新規採用職員は、特別な事由のない限り、3年間は同一校で勤務することを原則とし、同一校に5年以上勤務する者は、積極的に配置換えを行うものとしている。

また、他の教育事務所管轄区域内にあるとみなす地域等については、南房総教育事務所では6地域において以前と変更はない。

教育長 委員に質疑を求める。

(質疑なし)

その他

(特になし)